

愛知県内に主たる営業所を置く国土交通大臣許可業者の皆様へ

このページでは、中部地方整備局管内における大臣許可申請等について、お知らせします。

平成27年4月1日より、改正建設業法が施行され、大臣許可業者の建設業許可申請書等の提出部数が変わります。

変更点

1 提出部数について

○許可申請・届出

- ・国土交通省中部地方整備局提出分（正本）
- ・申請者控え分（副本）

愛知県分及び従たる営業所のある都道府県提出分については不要となります。

また経営事項審査に関する提出部数については、平成27年3月16日（月）以降、次のとおり取り扱うこととします。

○経営事項審査

- ・国土交通省中部地方整備局提出分（正本）
- ・申請者控え分（副本）

従前、愛知県分として提出していただいていた、申請書（様式第二十五号の十一）の写しについては、不要とします。

ご注意

改正建設業法の施行に伴い、一部様式も改正されますが、経営事項審査については、平成27年3月16日（月）以降の申請を、原則、（改正後の）新様式の申請書で提出願います。

※いずれも、確認資料は、中部地方整備局提出分のみで結構です。

※必要な書類等については、中部地方整備局ホームページをご確認ください。

●許可申請・届出

(<http://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/info/license/construction.htm>)

●経営事項審査

(<http://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/info/kensetsu/ken02.htm>)

以下の事項については、変更ありません

2 審査方法について

愛知県においては、形式審査（申請書類等の有無の確認）のみを行い、内容審査は国土交通省中部地方整備局が行います。詳細は、国土交通省中部地方整備局建政部建設産業課にお問い合わせください。

TEL (052) - 953 - 8572

3 提出先

愛知県建設部建設業不動産課 建設業第二グループ
(愛知県自治センター2階)

なお、主たる営業所が、

「豊橋市」、「豊川市」、「蒲郡市」及び「田原市」の区域の方は、

→東三河建設事務所

「新城市」及び「北設楽郡」の区域の方は、

→新城設楽建設事務所

に申請書等を提出できます。

4 受付時間（郵送不可）

午前9時から午前11時30分まで

午後1時から午後4時30分まで

上記内容に関するお問い合わせ先

愛知県建設部建設業不動産課 建設業第二グループ

052 - 954 - 6503